

● 冬道での安全運転について

冬期は降雪や路面の凍結が起こります。冬本番を迎える前に冬道運転の心構えや準備を進めましょう。



【冬道走行のポイント】

- **アクセルはソフトに徐々に踏み込む**
発進時の急なアクセル操作はやめ、徐々に踏み込みましょう。
- **ブレーキ操作でタイヤをロックさせない**
ブレーキペダルを踏む力を調整し、タイヤをロックさせないようにしましょう。ABSや横滑り防止装置などを過信せず、慎重な運転を心がけましょう。
- **交差点の手前で先々の状況を確認し、減速態勢で接近する**
交差点付近では前車の動きだけではなく、後続車両にも注意しましょう。
- **「急」のつく運転をしない**
スリップの原因となる急発進、急ブレーキ、急ハンドルはやめましょう。

このほか、路面に薄い氷の膜ができ、濡れた路面のように見えるブラックアイスバーンや暖かい日の日陰、橋の上などは滑りやすい路面状態であることが多く、走行には注意が必要です。また、積雪時にできるわだちや凸凹ではハンドルを取られたりすることがあるため、速度を落として走行しましょう。



注意するポイント

安全な冬を過ごすために



● 油の取り扱いにご注意を

これからの寒い時期、暖房器具の使用などで油を扱う機会が多くなり、油の流出事故が多くなります。河川などへの油の流出は、火災や環境汚染につながるなど生活に悪影響を及ぼすことから、次のことを守り、油の取り扱いには十分注意するようにしましょう。

【ポイント】

- 給油中はその場を離れないようにしましょう
- 油タンクバルブは完全に閉めましょう
- 油タンク周辺の除雪作業などで屋外の配管が破損しないようにしましょう
- 油送パイプなどの設備の操作ミスに注意しましょう



※油の流出は農業・漁業への被害補償、流出拡大防止策にかかる費用を請求される場合があります

- **問い合わせ** 環境課生活環境室
☎53-2111 (内線3310)
または各支所地域振興課市民生活室

● 水道管の凍結にご注意を

気温がマイナス4度以下になったら要注意です。



【予防策】

- ・屋外に露出している水道管には、保温材などを巻いておきましょう
- ・夜、冷え込むことが予想される日は、蛇口から少し水を出しておきましょう（料金がかかります）
- ・長期不在の場合は、休止の手続きをしましょう

【凍結したら】

- ・タオルなどをかぶせ、ゆっくりぬるま湯をかけて溶かしてください

【破裂したとき】

- ・メーターボックス内の止水栓を閉栓後、市指定の給水装置工事事業者（市ホームページに掲載）に修理を依頼してください

● 問い合わせ 上下水道課業務室

☎66-6190

または各支所産業建設課建設管理室、
村上水道事務所



市HP水道指定
工事店ページ

● 東北電力ネットワークから除雪時のお願い

電力の安定供給と感電防止のため、次のことに注意してください。

- ・道路脇の電柱や支線の根元に気をつけてください
- ・電線や変圧器に雪を飛ばさないでください
- ・雪下ろしの際は、引込線に雪を当てないでください
- ・雪に埋もれている電線や、切れて落下している電線を見つけたら、絶対に触らずに下記までお知らせください

● 問い合わせ 東北電力ネットワークコールセンター

☎0120-175-366

【冬の交通事故防止運動が始まります】

12月11日(金)～20日(日)は「冬の交通事故防止運動」の期間です。

年末が近づくと人や車の動きが慌ただしくなり、また冬型の気候や飲酒機会の増加などにより交通事故の多発が懸念されます。交通ルールを守り、正しい交通マナーと安全運転を心がけましょう。

スローガン
「この冬は 人も車も ディスタンス」

■運動の重点

①横断歩行者の保護

12月は日没の早まりや降雪などにより視界が悪くなることから、ドライバーは早めのライト点灯と上向きライトを活用し、歩行者の発見に努めましょう。また、横断歩道は歩行者が最優先です。ドライバーは横断歩道手前で減速するなど横断歩行者に備え、歩行者がいる時は必ず一時停止しましょう。歩行者は道路を横断する時は特に左側から来る車に注意するとともに、明るい服装を心がけ夜光反射材を身につけましょう。



②飲酒運転の根絶

飲酒運転は、重大な犯罪です。「飲酒したときは絶対に運転しない、させない」という強い信念を持ちましょう。また、二日酔いでも飲酒運転になります。アルコールは体内から簡単には抜けません。翌日に運転する予定がある時は、深酒は控えましょう。

③冬道の安全走行

冬道は、積雪や凍結により路面状況が悪化します。冬道走行には、スタッドレスタイヤを装着し、タイヤチェーンなどを備え、いつもより速度を控え、車間距離を十分に保ち、慎重な運転を心がけましょう。

● 問い合わせ

市民課生活人権室

☎53-2111（内線2232）

または各支所地域振興課市民生活室